

「介護予防ケアマネジメント支援会議」に係る

質疑等への回答（10月11日～19日まで受付分）

○日程の変更調整について

【問】

先約がある場合や緊急時などで出席できなくなった場合、日程変更は可能か。
また、地域包括支援センターが代行して対応することは可能か。

| | | | |
|-----|--------|-------|-----------|
| 質問日 | 10月19日 | 事業所種別 | 居宅介護支援事業所 |
|-----|--------|-------|-----------|

【回答】

日程変更は可能です。地域包括ケア推進課へ御連絡いただければ、日程の再調整を行います。
併せて、会議出席予定の介護事業所へも連絡して下さるようお願いします。

また、介護予防ケアマネジメント支援会議は、会議参加者の専門職としてのスキルアップ、ネットワーク構築などの目的もありますので、地域包括支援センターが代行して事例説明をすることは想定していません。

○日程決定の時期について

【問】

会議出席の日程は、いつごろ決まるのか。

| | | | |
|-----|--------|-------|-----------|
| 質問日 | 10月19日 | 事業所種別 | 居宅介護支援事業所 |
|-----|--------|-------|-----------|

【回答】

会議日程については、必ず事前調整のうえ開催通知を送らせていただきます。

まず、プラン作成者が居宅介護支援事業所のケアマネジャーの場合、地域包括支援センター経由で市（地域包括ケア推進課）に必要書類を提出していただきます。

次に、市が書類を受理した順に、プラン作成者及び介護事業所に対して事前調整の電話連絡等を差し上げ、会議出席予定者全員（プラン作成者及び介護事業所）の日程を調整します。

会議出席依頼の通知については、会議資料と併せて送付する予定のため、会議1週間前になる予定です。

なお、今年度の介護予防ケアマネジメント支援会議の開催日程は、毎週月曜日の18時からを予定しております。